

宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成2年宮城県教育委員会訓令甲第4号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、職員に対する健康管理対策の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 規程第2条第3号の職員をいう。
- (2) 所属長 規程第2条第5号の所属長をいう。
- (3) 在校（庁）時間 職員が職場に出勤してから退勤するまでの間の時間をいい、県立学校の教育職員にあつては、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年宮城県教育委員会規則第4号）第2条及び第3条に定める業務を行う時間を含めた時間をいう。

(在校（庁）時間の把握)

第3条 所属長は、職員の健康管理のため、職員の在校（庁）時間を把握するものとする。

- 2 所属長は、在校（庁）時間について、県立学校にあつては県立学校における教職員の在校等時間把握実施要領（令和3年4月1日施行）に定めるシステム（以下「システム」という。）により把握し、県立学校以外の所属にあつては庶務業務支援システムその他出退勤時刻が客観的に確認できるものにより把握するものとする。

(報告)

第4条 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、県立学校にあつてはシステムでの月次集計結果の提出により、県立学校以外の所属にあつては在校（庁）時間等報告書（別紙様式）により、当該事由の生じた月の翌月20日までに福利課長を経由して教育委員会が指定する医師（以下「指定医師」という。）に報告するものとする。

- (1) 職員の在校（庁）時間から正規の勤務時間及び休憩時間を除いた時間の合計が1月当たり80時間を超えたとき。
 - (2) 職員の在校（庁）時間から正規の勤務時間及び休憩時間を除いた時間の合計が1月当たり45時間を超える月が3月以上連続したとき。
 - (3) 前2号に規定する時間数又は期間数に満たない場合でも、健康への配慮が必要であると所属長が認めたとき。
- 2 福利課長は、前項各号の規定による報告のあった所属長に対し、必要に応じて、職員の健康管理等に関する事項について報告を求めることができるものとする。

(面接指導の勧奨)

第5条 所属長は、前条第1項各号に該当する職員に対して、当該職員に指定医師による面接指導（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8第1項に規定する面接指導をいう。以下同じ。）を受けようとするのを勧奨するものとする。ただし、当該職員が当該勧奨を受けた前月に面接指導を受けた等、面接指導を行う必要がないと指定医師が認めたときは、この限りでない。

- 2 指定医師は、前条第1項各号に掲げるときに該当するものとして所属長から報告があった職員に対し、面接指導を受けようとするのを勧奨することができるものとする。

(面接指導の実施)

第6条 所属長は、前条各項の勸奨を受けた職員が面接指導を受けることを申し出たときは、速やかに福利課長にその旨を報告するものとする。

2 福利課長は、前項の報告を受けたときは、指定医師に当該職員に対する面接指導を行わせるものとする。

3 所属長は、職員が前項の面接指導を受けるときは、必要な旅行命令等を行うとともに、指定医師に対して当該職員の過去の健康診断の結果等に関する情報を提供するものとする。

4 前条各項の勸奨を受けた職員が、指定医師以外の医師による面接指導を受けたときは、次に掲げる事項を記載した当該面接指導を受けたことを証明する書面を所属長に提出することにより、指定医師による面接指導に代えることができるものとする。

(1) 実施年月日

(2) 当該職員の氏名

(3) 面接指導を行った医師の氏名

(4) 当該職員の疲労の蓄積の状況

(5) 前号に掲げるもののほか、当該職員の心身の状況

(指定医師等の意見の聴取等)

第7条 所属長は、前条第2項の面接指導(同条第4項の規定により指定医師による面接指導に代えることができるものとされた指定医師以外の医師による面接を含む。)の結果に基づき、当該職員の健康を維持するために必要な措置について、指定医師又は同項に規定する指定医師以外の医師の意見を聴くとともに職場の健康管理について助言指導を受けるものとする。

2 所属長は、前項の規定により意見を聴き、又は助言指導を受けた場合において、その必要があると認めるときは、当該職員の健康の維持又は職場の健康管理に必要な措置を講じるものとする。

3 所属長は、第1項の規定により意見を聴いたとき及び助言指導を受けたとき並びに前項の規定により措置を講じることとしたときは、その内容について、遅滞なく福利課長に報告するものとする。

4 福利課長は、第1項の規定による意見及び助言指導の内容が当該職員の健康診断の受診を含むものであるときは、当該職員に対して規程第32条第1項第7号の健康診断を受診させるために必要な手続を行い、所属長に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年9月1日から施行する。

2 宮城県教育委員会における長時間の時間外勤務者に対する健康管理対策実施要領(平成18年10月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。